

自家用有償旅客運送制度等について



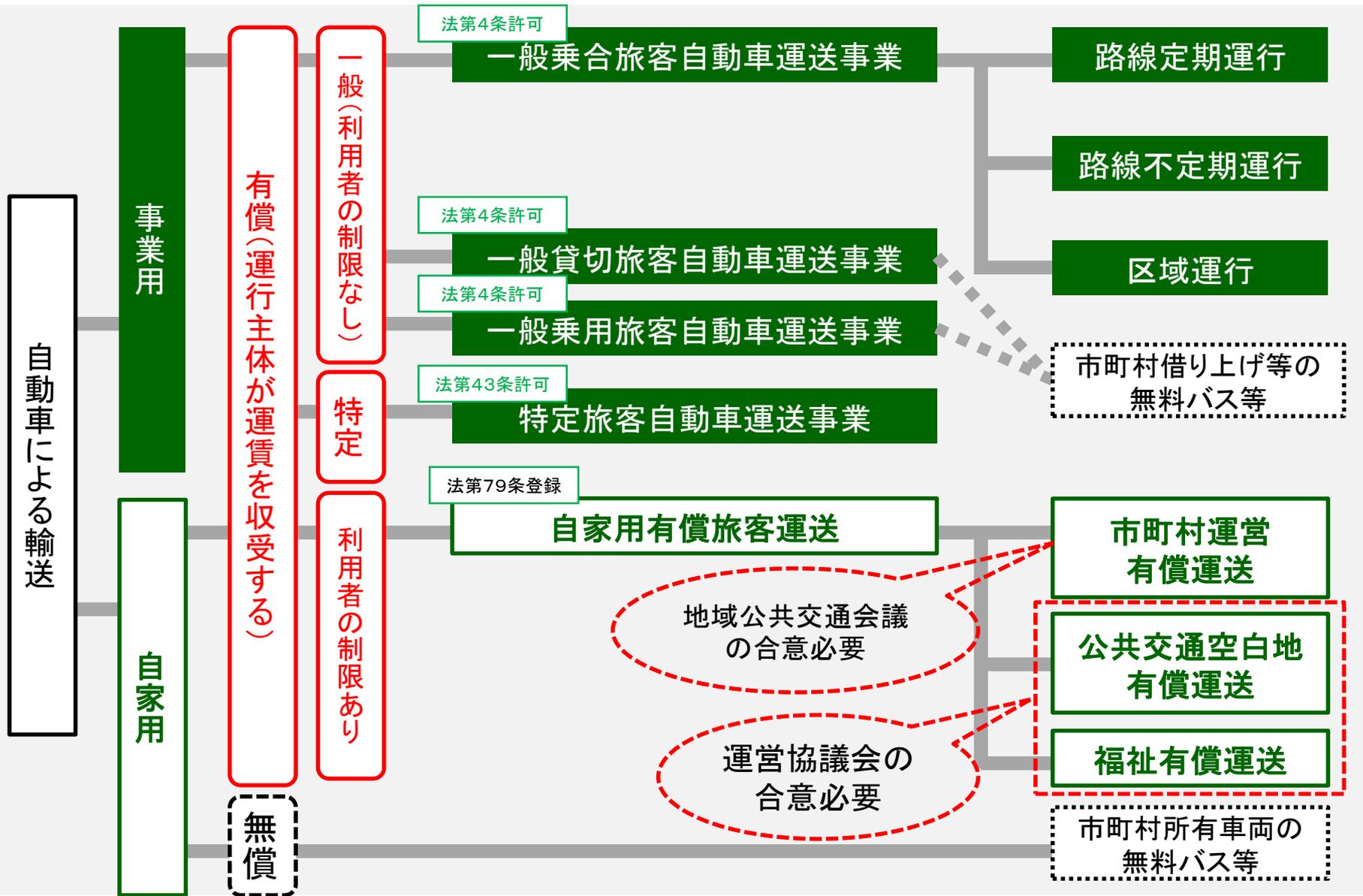
国土交通省

北陸信越運輸局

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課

1. 道路運送法における旅客運送の概要

道路運送法上の事業区分と運行形態



2. 自家用有償旅客運送制度について①

法第78条第2号(自家用有償旅客運送)

自家用有償旅客運送とは

バス、タクシー等が運行されていない、過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣または権限移譲を受けた地方公共団体の長の登録を受けた市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組み。

- 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス、タクシー事業)の許可が必要。
- 一方で、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保できない場合があります。
- このような場合に、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPO法人等による自家用自動車を使用した有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」を創設し、平成18年に法律上明確に位置づけられました。
- 国土交通大臣(運輸支局または指定都道府県等)は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施します。

2. 自家用有償旅客運送制度について②

自家用有償旅客運送の種別

種 別		概 要
市町村 運営 有償運送	交通空白輸送	市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住民等の運送を行うもの
	市町村 福祉輸送	当該市町村の住民等のうち、 <u>他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等</u> であって、市町村に会員登録を行った者等に対して、市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
公共交通空白地有償運送		NPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族等の会員等に対して運送を行うもの
福祉有償運送		NPO法人等が、 <u>他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員</u> に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

自家用有償旅客運送の実施主体

種 別	主 体
市町村運営有償運送	市町村
公共交通空白地有償運送 福祉有償運送	NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会及び権利能力なき社団

3. 運営協議会について①

運営協議会(地域公共交通会議)では

自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**運営協議会**(市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議)において**合意が調った上で**、国土交通大臣等の**登録を受ける必要**があります。

- 運営協議会の開催は、**原則公開**です。
- 運営協議会を設置した場合は、**設置した旨を公表**します。

運営協議会

主宰者	市町村長(都道府県知事も可)
構成員	地方公共団体の長、一般旅客自動車運送者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長等、事業用自動車の運転者が組織する団体、自家用有償運送者、(学識経験者等)
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償運送の必要性 ・旅客から収受する対価 ・運送の区域

登録

登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。(運営協議会において協議が整っていること) ・運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。
有効期間	2年(重大事故を起こしていない場合等は3年) → 協議会の合意に基づき 、更新の登録が必要

3. 運営協議会について②

(1) 自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、**タクシー等の公共交通機関のみによっては、交通空白地における住民又は身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるもの**でなければならない。

○公共交通空白地有償運送について

NPO等による**公共交通空白地有償運送の必要性が認められる場合**とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、**バス、タクシー等による輸送サービスの供給量が、地域住民の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合**、その他当該地域におけるタクシー等の営業所が存しない場合、タクシー等の営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、**実質的にタクシー等によっては当該地域の住民に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況**にあると認められる場合などが想定されるが、具体的には地域の実情に応じて**運営協議会において適切に判断**されることが必要。

用意することが望ましい資料

- ・当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数
- ・当該地方公共団体の区域におけるバス・タクシーによる輸送の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるNPO等による輸送サービスの提供状況
- ・その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

3. 運営協議会等について③

(1) 自家用有償旅客運送の必要性

○福祉有償運送について

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていない場合など、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合などがあり得るが、公共交通空白地有償運送と同様、地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要。

用意することが望ましい資料

- ・当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況
- ・福祉タクシー券の利用状況
- ・NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- ・その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

運営協議会の合意について

運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成を目指し十分に議論を尽くして行うものとする。

3. 運営協議会について④

(2) 旅客から収受する対価

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、**運営協議会**において**協議が調ったもの**であること。

対価の掲示等

市町村運営有償運送	事務所及び自家用有償旅客運自動車内において公衆に見やすいように掲示
公共交通空白地有償運送 福祉有償運送	あらかじめ、利用者に対し収受する対価等を記載した書類を提示して説明

対価の基準(施行規則第51条の15)

- ・旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して**実費の範囲内**であると認められること。
- ・**合理的な方法**により定められ、かつ、**旅客にとって明確**であること。
- ・公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における**一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案**して、当該自家用有償旅客運送が**営利を目的として**いるとは認められない**妥当の範囲内**であり、かつ、**運営協議会において協議が調っていること**。

対価の水準(公共交通空白地・福祉有償運送)

- ・運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること。
- ・運送の対価以外の対価にあつては、**実費の範囲内**であること

等

4. 運営協議会について⑤

(3) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

なお、公共交通空白地有償運送にあつては、当該市区町村の交通空白等の状況から、運営協議会の合意に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、運営協議会の合意を要するものとする。

(4) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、次の事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

- ・運送しようとする旅客の範囲
- ・自家用有償旅客運送に使用する自動車の種別ごとの数
- ・運転者に求められる要件
- ・損害賠償措置
- ・運行管理の体制
- ・整備管理の体制
- ・事故時の連絡体制
- ・苦情処理体制
- ・その他必要な事項

5. 最近の制度改正について

市町村運営有償運送について

国土交通省において開催された「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間取りまとめのうち、以下の市町村が主体となる自家用有償旅客運送の活用の円滑化については、平成29年9月1日より実施された。

市町村運営有償運送に関し

- ・持込み車両の使用を可能とする
- ・市町村有償運送(交通空白)における区域を定めた運行を可能とする
- ・運行委託と併せて持込み車両の使用が可能となることから、市町村が運送主体であり、運送責任を負うことを確実に認識されるよう、十分指導する
- ・市町村有償運送(交通空白)で区域を定めて運行する場合は、タクシーの運賃の1/2を目安とする